

河川法施行規則及び特定多目的ダム法施行規則 の一部を改正する省令について

平成19年2月
河川局水政課

1. 改正の概要

河川管理者でない市町村長が河川管理者との協議を経て河川工事等を行うことができる制度（市町村長施行制度）の対象となる事業を拡大するとともに、ダム操作に伴う放流による危害を防止するために掲示する立札の適正化を図る。また、その他所要の改正を行う。

2. 改正の内容

① 市町村長施行制度の対象となる事業の拡大【河川法施行規則第7条の2関係】

市町村長施行制度の対象となる事業として、平成19年度より新規の予算措置が認められた輪中堤、二線堤等の整備を位置付けるための改正を行う。具体的には、河川法施行令第10条の5に規定する市町村長施行制度の対象とならない事業の例外として、同条第6号ただし書に規定する国土交通省令にこれを位置付けることにより措置する。

② 立札の適正化【河川法施行規則第26条及び特定多目的ダム法施行規則第8条関係】

ダム操作に伴う放流による危害を防止するために掲示する立札は、省令に定められた様式の例により行うことと規定されているため、様式と一致しない立札は認められていない。しかし、立札が設置される場所の状況によっては、省令に定められた様式を基本としつつ、より適切な表現の立札を設置することが妥当である場合もある。このため、様式と完全に一致しない立札であっても設置が認められるよう措置する。

3. 施行期日

この省令は、平成19年4月1日から施行する。